

議案第 1 号

茨城町デマンド型乗合タクシー事業概要（案）

1 事業実施主体

茨城町。運行業務については、茨城町社会福祉協議会に委託。

2 運行区域

運行区域は、茨城町全域。

ただし、乗降場所については、利用者の自宅等及び茨城町の別途定めた場所とする。

3 利用対象者

利用者は、茨城町の住民基本台帳に記録されている方で、利用登録申請書により利用者登録をした方とする。ただし、次のいずれかに該当する方を介助する目的のために同乗する方にあつては、この限りではない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の身体障害者手帳の交付を受けた方
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項又は第 2 項の認定を受けた者及び同法 115 条の 45 第 1 項第 1 号に基づく事業を受けることができる方
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け発児第 156 号）に規定する療育手帳の交付を受けた方
- (5) 疾病等により一時的に単独での乗降が困難な方

4 運行主体

現在のところ、未定。

5 運行台数

1 運行当たり、セダン型 2 台とする。

6 運行日

月曜日から金曜日までとする。運休日については、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

7 運行本数及び運行時間

運行本数は1日8便とする。運行時間は、次のとおりとする。

便	発車時刻	便	発車時刻
1便	午前8時	5便	午後1時
2便	午前9時	6便	午後2時
3便	午前10時	7便	午後3時
4便	午前11時	8便	午後4時

8 利用料金

利用料金は、乗車1回当たり300円とし、未就学児については無料とする。

ただし、次に掲げる方の利用料金は、乗車1回当たり100円とする。

- (1) 小学生
- (2) 「3 利用対象者」の(1)から(4)のいずれかに該当する方
- (3) 「3 利用対象者」の(1)から(5)のいずれかに該当する方を介助する目的のために同乗する方

9 予約センター

予約センターは、茨城町社会福祉協議会内に設置する。

10 予約方法

予約は、予約センターへの電話その他の方法により連絡する。

11 予約受付期間

予約受付期間は、利用する日の1週間前から利用しようとする便の30分前までとする。

12 予約受付時間

予約受付時間は、運行日の午前9時から午後4時までとする。ただし、午前8時便及び午前9時便については、前日より前に申込みをする。

13 その他

利用者のニーズを把握するため、当面の間、実証運行(10月開始予定)とする。